（自動車ターミナル法の一部改正）

第三百七十八条　自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正）

第三百七十九条　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三号及び第二十五条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十五条及び第五十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の一部改正）

第三百八十条　新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法（昭和三十九年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「そこなう」を「損なう」に改める。

第三条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正）

第三百八十一条　近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第四十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十九条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三号中「附した」を「付した」に改める。

（河川法の一部改正）

第三百八十二条　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第百二条及び第百三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百四条中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条各号中「一に」を「いずれかに」に改める。

第百九条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の一部改正）

第三百八十三条　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十一条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正）

第三百八十四条　流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第四十九条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（都市計画法の一部改正）

第三百八十五条　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第七十八条第三項中「すぐれた」を「優れた」に改め、同条第四項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十九条第一項から第三項までの規定中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第九十条第一項中「わいろ」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第三百八十六条　都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第百四十条第一項から第三項までの規定中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第百四十一条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百四十一条の二から第百四十二条の二までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（地価公示法の一部改正）

第三百八十七条　地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第七項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第二十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号中「行なつた」を「行つた」に改める。

（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の一部改正）

第三百八十八条　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十八条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（タクシー業務適正化特別措置法の一部改正）

第三百八十九条　タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第六号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十六条から第五十八条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正）

第三百九十条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の十三第一項第六号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十四条の二第一項、第五十四条の三第一項、第五十四条の四及び第五十四条の五中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（積立式宅地建物販売業法の一部改正）

第三百九十一条　積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第六号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十六条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（新都市基盤整備法の一部改正）

第三百九十二条　新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第六十七条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四号中「附された」を「付された」に改める。

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び国会等の移転に関する法律の一部改正）

第三百九十三条　次に掲げる法律の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第三十一条第四項

二　国会等の移転に関する法律（平成四年法律第百九号）第十五条第六項